



行楽シーズンに潜む危険

カラスやヒグマ、電気柵に関する注意点

レジャーや山菜採りなど、外での活動が活発になる季節になりました。自然界に暮らす鳥獣の生態や、牧場などの電気柵の存在を知らないことで、思わぬけがをすることがあります。

問い合わせ 農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）

春先のカラスに注意



カラスは本来攻撃的な鳥ではなく、むやみに人に襲いかかることはありません。しかし、春先から7月頃は子育て時期のため、卵やひな鳥を守ろうと、通行人に対して威嚇行動をとる場合があります。

威嚇されないために

巣やひな鳥に近づかないようにし、次のことに注意しましょう。
・カラスが騒いでいたらその場を避ける、または迂回する
・巣立ち期の上手に飛べないひな鳥が地面に落下していても、不用意に近づかない

威嚇行動から身を守る

巣やひな鳥に近づくと人を遠ざけようと、カラスは段階的に威嚇行動をとります（図）。集団で襲ってくることはありません。

どうしても巣の近くを通らなければならぬときは、次のように入念に身を守りましょう。
・カラスは後頭部を狙うので、帽子をかぶる、傘をさすなどして頭を隠す
・片腕を真上に上げる（カラスは翼が腕に当たると嫌がり、近づいてこない）
・騒いでいるカラスから目を離さず、背中を向けない

図 カラスの威嚇行動の特徴

「カッ、カッ、カッ」と鳴きながら頭上を飛び回り、近くで鳴く

人のそばをかすめるように飛んだり、人の頭部を足で蹴る
※カラスは体の構造上、飛びながらくちばしでつつくことはできません

それでも人が立ち去らない場合…

卵やひな鳥がいる縄張りから人が離れると威嚇をやめる

カラスとの関わり方のマナー
カラスが集まる原因をつくらないうように、カラスとの関わり方のマナーを守りましょう。
・ごみ出しのルールを守る
・ペットに与えた餌の後始末をきちんとする
・野鳥に餌をやらない

表 カラスの営巣場所別の相談窓口など

営巣場所や状況で異なりますが連携して対応します

- 公園内の樹木、街路樹など
みどりの課(みどりと花のセンター)
(緑ヶ丘2、☎21・3172)
- 道路用地内の樹木など
道路維持課(道路車両センター)
(南町南6線46、☎48・2322)
- 河川敷地内の樹木など
管理課(市庁舎6階、☎65・4177)

▽市以外

- 電柱にできた巣の撤去
各電柱についている管理番号を確認し、各管理者に問い合わせください。

【その他カラスに関する相談】

- ごみ対策やカラスの死骸など
清掃事業課(西24北4、☎37・2311)
- 捕獲の許可・有害鳥獣駆除の相談
農村振興課(市庁舎7階、☎65・4173)

山菜採りはヒグマに注意



5〜6月は、山菜採りなどで野山に入る人も多く、ヒグマとの接触事故が増えるシーズンです。

状況が改善しないときは

対策のひとつとして、巣を取り除く方法があります。カラスの巣が街路樹や電柱にある場合は、各管理者へ連絡してください。（表）
巣が自宅の庭などの私有地にある場合は、所有者が対応することになります。

野生の鳥獣や卵の捕獲には、法に基づく許可が必要です。詳細は問い合わせください。

帯広市 ヒグマ 検索

八千代・拓成・岩内方面はヒグマの生息域となっていて、出没情報も多くあります。新聞やテレビ、市ホームページ、注意看板などでヒグマの情報を確認し、細心の注意を払って行動してください。

ヒグマと出会わないため

ヒグマは本来、人を避けて行動する動物で、早朝や夕方に比較的活発に動き回ります。また、聴力に優れ音に敏感で、嗅覚も非常に発達しています。

- ・日の出、日没時などの薄暗い時間帯は野山に立ち入らない
- ・1人ではなく複数人で行動する
- ・鈴やラジオなど音の出るものの携行や、大声で話すなど、ヒグマに人の存在を知らせる
- ・ヒグマのふんや足跡、臭い（強い獣臭）など異変を感じたらすぐに引き返す

ヒグマを引き寄せないために

人が出す生ごみはヒグマにとってごちそうです。一度その味を覚えたヒグマは餌を求めて人里に現れるようになり、人との接触事故を引き起こす原因になります。においの強い強い食べ物持たない

- ・弁当や飲み物など、食べ残した物は必ず持ち帰る
 - ※土中に埋めてもいけません
 - ・弁当やお菓子、ジュースなどの容器も必ず持ち帰る
- それでも出会ってしまったら

ヒグマと遭遇したときに、身を守る確実な方法はありません。もし出会ってしまったら、次の



- ◆距離がある場合
・静かにその場を立ち去る
 - ◆距離が近い場合
・ヒグマの目を見ながらゆっくりと後退する
 - ◆至近距離の場合
・静かに両腕を上げ、姿を大きく見せゆっくり後退する
- ような行動が有効といわれています。
- ・冷静に状況を判断するために、まずは「落ち着く」
 - ・大声を上げない、走って逃げない、石を投げない、ヒグマを刺さない

電気柵に注意

電気柵とは、畑地や牧場などの周囲を特殊なワイヤーで囲い、高圧の電流を流す柵です。電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜が敷地外へ脱出することを防ぐ役割があります。

電気柵にむやみに近づかない
畑地や牧場などには、電気柵が設置されていることがあります。感電する恐れがあるので、むやみに近づかないでください。

電気柵を設置している人は設置基準を確認

電気柵は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置基準が定められています。電気柵を設置している人は、設置基準に基づく管理が必要です。



「電気柵」設置基準

- ・認識しやすい位置と間隔、見やすい文字で、危険である旨を表示する
- ・出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用する
- ・30ボルト以上の電源から電気を供給する場合は漏電遮断器を設置する
- ・容易に操作できる箇所に専用の開閉器(スイッチ)を設置する